

帯広市認知症カフェ登録基準

(趣旨)

第1条 この基準は、帯広市（以下「市」という。）で行われる「帯広市認知症カフェ」登録に関する基準について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 帯広市認知症カフェとは、認知症の有無にかかわらず、誰もが集い参加することで認知症に関する情報交換や相談が行えるだけでなく、認知症に関連するボランティア活動等を実施できる場所として行う取組のうち、市に登録されたものをいう。

(登録の要件)

第3条 次の各号のすべてを満たすことを登録の要件とする。

- (1) 認知症の人や家族が参加できる集まりであり、かつ、営利、宗教、政治活動を目的としていないこと。
- (2) 開催頻度の指定はないが、定期的に行われている集まりであること。
- (3) 集まりが開催されている際、医療、福祉、介護等の資格を有している者又は、認知症サポーター等の認知症の知識がある者が1名以上常駐していること。

(登録の申込)

第4条 帯広市認知症カフェとして登録を受けようとする者は、帯広市認知症カフェ登録（登録変更）申込書（様式第1号）を帯広市長に提出する。

(登録の審査及び決定)

第5条 帯広市長は、前条の規定による申込があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定する。

2 帯広市長は、審査の結果、登録の決定をした事業所等については、帯広市認知症カフェ登録証（様式第2号）を交付する。

(登録の変更)

第6条 帯広市認知症カフェとして登録されている者は、第4条に規定される登録の内容に変更があったときは、速やかに、帯広市認知症カフェ登録（登録変更）申込書（様式第1号）を帯広市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第7条 帯広市認知症カフェとして登録されている者が登録の廃止を希望するときは、帯広市認知症カフェ登録廃止届（様式第3号）を交付された帯広市認知症カフェ登録証と共に帯広市長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第8条 帯広市長は、次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 廃止の届出があったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (4) 市が適当でないと認めるとき。

(支援)

第9条 市は、取組を支援するため、次のことを行う。

- (1) 登録を受けた者より要請があった場合、助言や相談の支援。特に必要と認められる場合における職員等の派遣。
- (2) ボランティア等の活動を推進できるよう調整。
- (3) 帯広市認知症カフェの周知・啓発。
- (4) 登録を受けた者同士の情報交換や連携を促進。

(個人情報保護)

第10条 登録された者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、帯広市個人情報保護条例（平成7年条例第41号）等を踏まえ、参加者の個人情報やプライバシーの尊重、保護に配慮し、併せて正当な理由がなく取組において知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この基準は、平成28年8月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。